

八王子駅周辺安全対策協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 八王子駅周辺の町会・商店会、警察署、防犯協会、市等の相互協力体制を確立し、もって強力かつ効果的な安全対策の推進を図るため、八王子駅周辺安全対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「八王子駅周辺」とは、原則として東はかえで通り、西は国道16号、北は国道20号、南は子安公園通りの範囲内の区域をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) つきまとい勧誘行為対策に関すること。
- (2) 違法な置き看板等対策に関すること。
- (3) 防犯意識の高揚、啓発に関すること。
- (4) 防犯活動の推進に関すること。
- (5) 防犯に関する情報を交換し、構成団体の連携強化に関すること。
- (6) その他、安全に関すること。

(構成)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる代表者等をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長、その他の役員は、委員の互選とする。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、八王子市生活安全部防犯課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月27日から施行する。
- 2 八王子駅北口周辺体感治安改善対策協議会設置要綱（平成21年6月9日施行）は、廃止する。
- 3 JR八王子駅北口周辺置き看板等対策連絡協議会設置要綱（平成19年3月23日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

八王子駅周辺町会（21 町会）

旭町町会	三崎町町会
東町町会	南町町会
子安町一丁目町会	明神町一丁目町会
子安町二丁目町会	明神町二丁目町会
子安町三丁目町会	明神町三丁目町会
子安町東四丁目町会	明神町四丁目町会
子安町西四丁目町会	横山町一丁目町会
新町町会	横山町二丁目町会
寺町一丁目町会	横山町三丁目町会
寺町二丁目町会	万町一丁目町会
中町町会	

八王子駅周辺商店会等（15 商店会等）

京王八王子商店会	八王子市商店会連合会
三和会商店街振興組合	八王子南口商栄会
中町商店会	三崎町商研会
西放射線通り商店街振興組合	横一商栄会
パーク一番街商店会	横三商店街
八王子駅北口商店会	横山町二丁目商店街振興組合
八王子駅前銀座通商栄会	横山町モール街
八王子北口四ツ辻商店街	

八王子警察署

八王子警察署生活安全課

八王子防犯協会

八王子防犯協会

鉄道事業者

東日本旅客鉄道株式会社八王子駅
京王電鉄株式会社京王八王子駅

八王子市

生活安全部防犯課長
環境部環境政策課長
拠点整備部市街地活性課長
市民部八王子駅南口総合事務所長
道路交通部管理課長
道路交通部交通事業課長